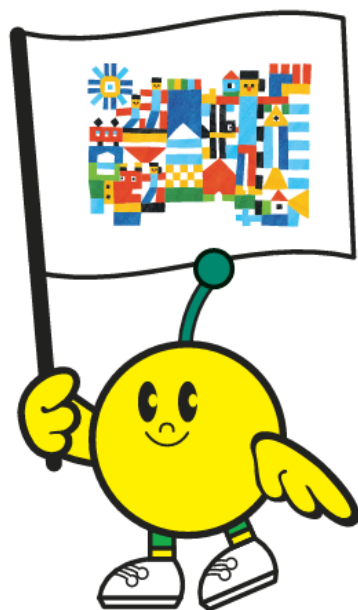
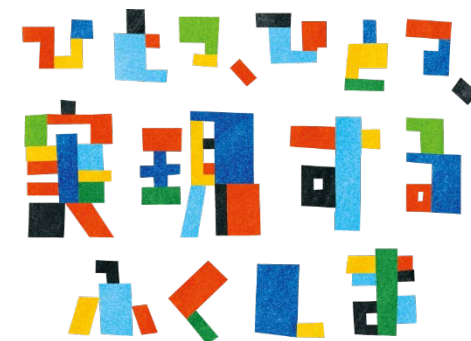


ふくしまの復興・再生に向けて



2022年11月21日
福島県

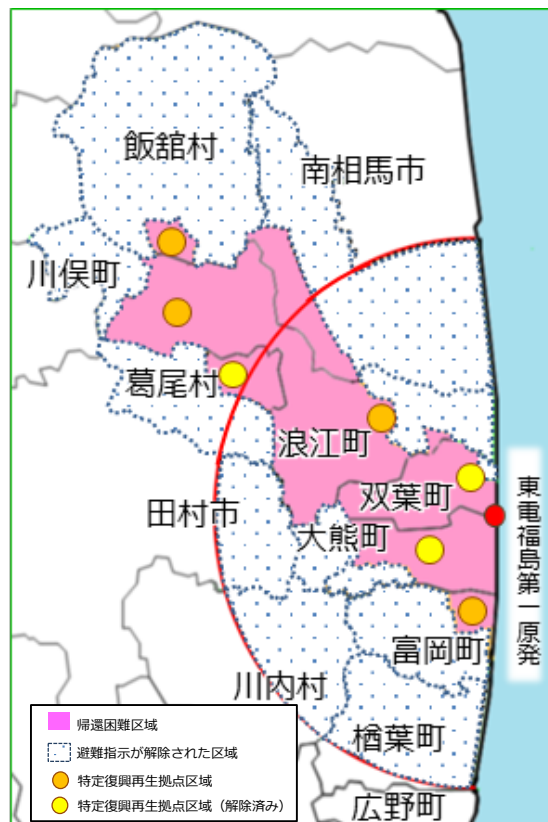




避難地域の復興・再生

1

○ 避難指示区域の状況



○ 双葉町役場新庁舎開庁式



(R4.8.27)

○ 大熊町の復興に向けた取組



超小型EVの実証事業

○ 帰還困難区域の現状



立ち入り制限のバリケード (浪江町赤宇木行政区)

○ 特定復興再生拠点区域

	解除(目標)	準備宿泊開始
葛尾村	令和4年6月12日	令和3年11月30日
大熊町	令和4年6月30日	令和3年12月 3日
双葉町	令和4年8月30日	令和4年 1月20日
浪江町	令和5年3月	令和4年 9月 1日
富岡町	令和5年春頃	令和4年 4月11日
飯舘村	令和5年春頃	令和4年 9月23日

○ 避難地域12市町村の居住状況

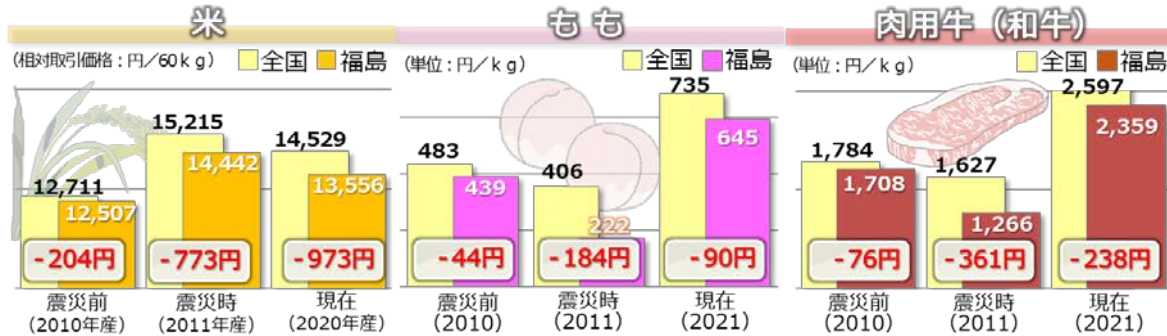
(R4.9)

解除時期	区分	市町村	居住率
—	—	広野町	90.3%
平成26年	全域解除	田村市 (都路地区)	85.0%
平成27年	全域解除	檜葉町	64.1%
平成28年	一部解除	葛尾村	35.5%
令和4年	一部解除 (拠点)	川内村	82.7%
平成28年	一部解除	南相馬市 (小高区等)	60.5%
	全域解除	川俣町 (山木屋地区)	49.1%
平成29年	一部解除	浪江町	12.2%
	一部解除	飯舘村	31.0%
	一部解除	富岡町	17.4%
平成31年	一部解除	大熊町	3.9%
令和4年	一部解除 (拠点)	双葉町	—
令和2年	一部解除		
令和4年	一部解除 (拠点)		

- 葛尾村、大熊町及び双葉町の特定復興再生拠点区域において避難指示が解除されるとともに、本年9月には、浪江町及び飯舘村の特定復興再生拠点区域において準備宿泊が開始されるなど、復興に向けた歩みは着実に前進。
- 一方、避難指示の解除の時期の違いなどにより地域によって復興の進捗は大きく異なり、復興のステージに応じた新たな課題にも直面。
- 引き続き、国、県、市町村等が連携し、帰還環境の整備を始め、移住・定住の促進、事業再建・営農再開の促進、医療提供体制・教育環境の整備など、避難地域の復興・再生に向け、全力で取り組んでいく必要。
- 特定復興再生拠点区域外については、本年9月に示された与党第11次提言を踏まえ、除染等の枠組みを定め、早期に除染等に取り組むなど、帰還困難区域全ての避難指示解除に向け、国が最後まで責任を持って取り組んでいただきたい。



◎ 主な農産物の価格の推移



◎ 海外での県産品PR

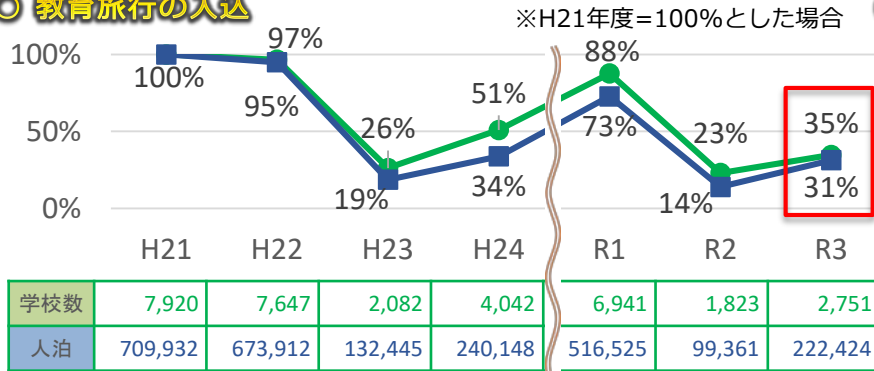


タイにおける桃のプロモーション (R4.8)



英国レセプションにおける県産品の振る舞い (R4.9)

◎ 教育旅行の入込



【出典】福島県観光交流課 福島県教育旅行入込調査報告書

◎ ホープツーリズムの推進



(震災遺構浪江町立南戸小学校)

◎ 県外での情報発信・物産イベントの開催



- 55の国と地域で行われていた県産食品の輸入規制について、本年6月にイギリスにおいて輸入規制が撤廃されるなど現在は12に縮小。
- 一方、農産物等の価格差の固定化や、年々進む風化への対応も不可欠。
- 引き続き、更なる輸入規制の撤廃に向けた働き掛けや、正確な情報発信などに取り組んでいく必要。
- ALPS処理水の取扱いについては、処理水の処分に関する基本方針等について、引き続き、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を重ねるとともに、関係者の声にしっかりと耳を傾け、その思いを真摯に受け止め、関係者の理解が深まるように取り組んでいただきたい。
- また、この問題は、福島県だけではなく、日本全体の問題であり、国が前面に立って、行動計画に基づき政府一丸となった万全な対策を講じ、これまで県民が積み重ねてきた努力が水泡に帰すことのないよう、最後まで責任を全うしていただきたい。



福島イノベーション・コースト構想の推進

3

◎ 産業集積の加速化

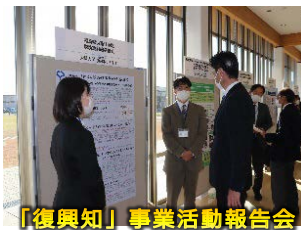


立地環境等をPRする企業立地セミナー、現地視察ツアー



廃炉関連産業への参入支援
(元請企業とのマッチング)

◎ 教育・人材育成に向けた取組



「復興知」事業活動報告会



ふるさと創造学サミット



企業・大学等と連携した
高校生への教育プログラム

◎ 情報発信の取組



イノベ構想に関する
シンポジウムの開催



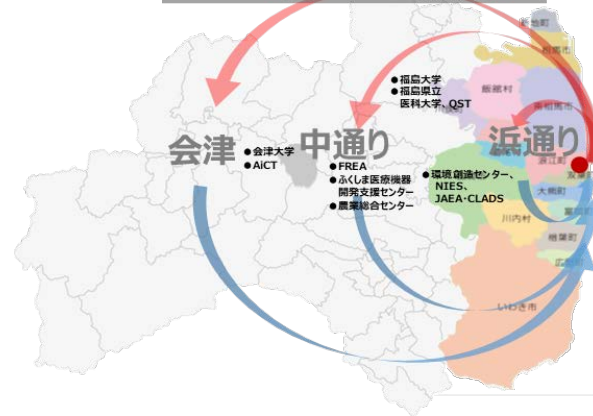
福島イノベ倶楽部視察会の開催

◎ 福島国際研究教育機構との 広域的な連携・効果波及



機構本施設立地候補地（浪江町川添地区）

県全域波及・連携・相乗効果



- 福島イノベーション・コースト構想に係る各取組については、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材の育成」の三つを柱にして中期的に対応し、その成果を全県に波及させていくことが重要。
- 産業集積や研究開発の推進、地域企業の参画促進、構想を支える教育・人材育成などに取り組み、福島イノベーション・コースト構想の更なる発展を図る必要。
- 浪江町に立地が決定した福島国際研究教育機構については、来年4月の設立が予定。
- 設立に向け、機運醸成や機構の活動の見える化の取組が必要であるとともに、福島イノベーション・コースト構想を発展させ、その効果が広範なエリアに還元されるよう、関係機関等がしっかりと連携することが重要。



○ 東京電力福島第一原子力発電所の現状



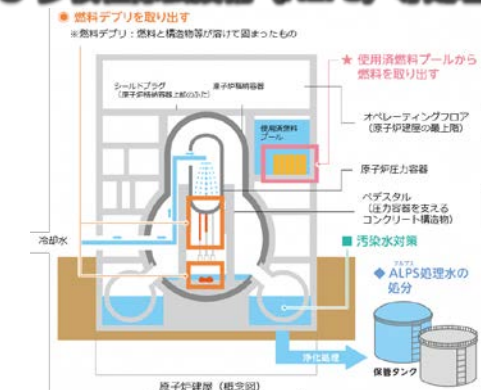
(写真提供: (株)東京電力)

○ 2045年までの除去土壌等の県外最終処分



土壌貯蔵施設 (写真提供: 環境省)

○ 多核種除去設備 (ALPS) 等処理水の処分



(出典: 経済産業省「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」)

○ 燃料デブリの取り出し



1号機ベダスタルの状況 (写真提供: IRID)

- 東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉作業の安全かつ着実な実施や、使用済燃料の確実な県外搬出、ALPS処理水の取扱いなど、原子力災害に伴う様々な課題に対し、国が前面に立ち、最後まで責任を持って対応することが不可欠。
- 法律に定められた国の責務である除去土壌等の2045年までの県外最終処分に向け、全国的な理解醸成を確実に推進するとともに、県外最終処分に向けた具体的な方針・工程を早期に明示し、県民・国民の目に見える形で取組を加速させる必要。



- 避難地域の復興の実現や被災者の生活再建、風評と風化の問題、廃炉と汚染水・処理水対策など課題が山積。
- 東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から11年と8か月が経過した今もなお、福島の復興は「いまだ途上」にあり、今後も「長く厳しい戦い」が続く。

- 本県の実情や「複合災害」の特殊性を踏まえ、「第2期復興・創生期間」以降においても、安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう十分かつ安定的な制度・財源を確保することが不可欠。